

大口町告示第68号

大口町農業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年6月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町農業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町農業振興対策事業補助金交付要綱（平成5年大口町告示第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1生産調整推進事業の部オペレーターの款中麦・大豆の項の次に次のように加える。

レンゲ・キカラシ・ナタネ等緑肥又は景観形成作物	4円
-------------------------	----

別表第1生産調整推進事業の部オペレーター以外の農家の款中レンゲ・キカラシ・ナタネの項を次のように改める。

レンゲ・キカラシ・ナタネ等緑肥又は景観形成作物	10円
-------------------------	-----

別表第1中「オペレーター以外の農家」を「オペレーター以外」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

大口町農業振興対策事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
事業名	補助対象農家	補助対象作物等	補助金額 (1㎡当り)	事業名	補助対象農家	補助対象作物等	補助金額 (1㎡当り)
生産調整 推進事業	オペレーター	麦・大豆	4円	生産調整 推進事業	オペレーター	麦・大豆	4円
		レンゲ・キカラシ・ナタネ等緑肥又は景観形成作物	4円			その他	2円
		その他	2円		オペレーター 以外の農家	麦・大豆	14円
						レンゲ・キカラシ・ナタネ	10円
	オペレーター 以外	麦・大豆	14円	備考	その他	7円	
		レンゲ・キカラシ・ナタネ等緑肥又は景観形成作物	10円		一年一作物について、補助対象とする。		
		その他	7円				
備考 一年一作物について、補助対象とする。							